

令和 7 年第 1 回名取市教育委員会定例会 会議録

1 会議の年月日

令和 7 年 1 月 28 日(火)

2 会議の場所

仙台法務局名取出張所 2 階 会議室 4

3 出席委員

教育長 瀧澤 信雄

教育長職務代行委員 荒井 龍弥

教育委員 洞口 ひろみ

教育委員 長澤 裕司

教育委員 布田 久美子

4 欠席委員

なし

5 説明のために出席した者

齋藤教育部長、高橋理事兼学校教育課長事務取扱、山家教育部次長兼教育総務課長、佐藤生涯学習課長、鈴木文化・スポーツ課長、林市史編さん室長、郷内教育部企画員兼教育総務課長補佐、宇津井教育総務係長

6 議事日程

日程第 1 前回会議録の承認

日程第 2 会議録署名委員の指名

日程第 3 教育長報告

(1) 一般事務報告

ア 行事報告

イ 令和 7 年度学校給食費について

(2) 行事予定

日程第 4 専決事務報告

(1) 名取市部活動地域移行協議会設置要綱の制定について

(2) 情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について(その 1)

(3) 情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について(その 2)

日程第 5 議 事

議案第 1 号 名取市文化芸術に関する全国大会出場者助成金交付要綱の一部を
改正する告示の制定について

7 開会時刻

午後 1 時 30 分

8 会議の概要

瀧澤教育長

ただいまより令和 7 年第 1 回名取市教育委員会定例会を開催いたします。

日程第 1、前回会議録の承認についてですが、前回 12 月 19 日開催の令和 6 年第 12 回定例会会議録については、先日、各委員あて配布済みであります。

この内容について、ご質疑等がありますでしょうか。

全委員

なし

瀧澤教育長

なければ、会議録につきましては承認いたします。

次に日程第 2 会議録署名委員の指名につきましては、荒井委員並びに洞口委員を指名いたします。よろしくお願いします。

次に、日程第 3「教育長報告（1）一般事務報告 ア 行事報告」についてですが、私から 2 点報告させていただきます。

1 点目は、市内の小中義務教育学校のインフルエンザの感染状況です。

年が明けまして、1 月に入ってから、学級閉鎖の措置をしたのは、3 つの学校の 3 つの学級、です。相互台小学校、増田小学校、ゆりが丘小学校となりますが、それぞれの学校で 1 学級にとどまっており、学校全体への感染拡大は見られませんでした。

それ以外の学校では、数名ずつ感染者は出ておりますが、措置をするまでの感染拡大には至ってないというのが、1 月のこれまでの状況です。

2 月に向けても各学校での感染対策を徹底するよう指導して参りたいと考えております。

2 点目につきましては、市内の中学校の部活動をめぐる、住民票の不正な操作による越境入学問題につきまして、報告をさせていただきます。

お手元の、A4、3 枚つづりの臨時議会における一般市政報告の資料をご覧くださいと思います。

この資料は、先週 24 日に行われました臨時議会において、山田市長が一般市政報告を行った際の原稿になります。

内容の要点を申し上げますと、市内の中学校において、スポーツ部活動に入部することを目的として、9 名の生徒が、学区内にある卒業生の家、或いは民間のクラブチームの監督の自宅、アパートに住民票だけに移し、実際は、住民票異動前の自宅から保護者の送迎で通学していたという状況です。

このような事態が発生した背景としましては、この生徒達は、民間のクラブチームに所属

をしていたわけですが、その民間のクラブチームには民間の監督さんとは別に、当該中学校の教諭がボランティアコーチとして指導に入っておりました。生徒達から、当該教諭が勤務する中学校の部活動でも指導して欲しいという要望があり、保護者と監督などが相談をして、このようなことを行ったということがわかってまいりました。

顧問の教諭も含め、学校がこの不正な操作に関わっていたということは、今までのところ確認はされておられません。

この事態が発覚したのは、名取市教育委員会、県教育委員会、マスコミ、当該スポーツ関連の協会等に寄せられた複数の投書からでした。

この事態を把握してから教育委員会としては、学校教育の中であってはならないことであり、学校を通じて、保護者には注意をし、民間クラブチームの監督にも二度とこのようなことが起こらないよう申し入れをしております。

その後、昨年12月には、当該中学校の校長と顧問が、関係する保護者を集めて、二度とこのようなことが起きないようにする旨の説明をしております。

名取市としては今回の住民票の異動が、居住実態のないまま不正に行われたということから、住民票を職権により消除し、元に戻すという手続きを進めております。

今週、その職権消除が行われる予定です。

生徒達の学籍につきましては、職権消除されるまでは、当該中学校への学籍は残るということを確認しております。

職権消除後は、学籍はなくなるわけですが、関係する自治体の教育委員会と協議をしまして、今年度いっぱい、当該中学校への通学を認めるということで、話し合いをしております。1年生も複数名おりますが、2年生に進学する時点で、本来の居住地の学校に通学することになります。居住実態のある形で名取市内に転居するということであれば、継続して通学することは可能だと考えております。

また、不正に名取市民ということを偽っていたわけですので、その間の名取市から受けた学校給食費の無償化に伴う金額や、それ以外の子ども手当などにつきましても、返還を請求する予定としております。

議会では、これらの市長の説明に対して、これまでの詳しい経過、それから当該部活動はどうなるのか、顧問の先生はどうなるのか、それから再発防止のための方策はどうするのか、市民課での住民票異動のときのチェックはどうなのかなどの質問が出されました。

また教育委員会では、昨日、午後3時から、関係する生徒の保護者、7家庭に集まってお話しして、今後の取り扱い等について説明を行っております。

説明した内容としては、非常に遺憾であることと、法令違反であること、中学校の部活動でこのようなことが行われたのは、中学校の部活動のねらいからも大きく逸脱しているということの説明した上で、今後職権消除されると、学籍については区域外就学や指定校変更の手続きをすれば、年度内は当該中学校に通うことを認めること、1年生については、4月以降は本来の学校に通うか、居住実態のある転居であれば、継続して通うことを認めると説明しております。また、職権消除に伴う返還金が生じることなどについても説明しております。

以上が概略の経過となりますが、このようなことが起きたことは非常に残念なことであり、

今後二度と繰り返さないよう各学校に指導するとともに、市内の保護者向けに、居住実態のない住民票の異動による学校の転校、転入等については、絶対に行わないこと、また、居住地以外の学校に通いたい場合の指定校変更や区域外就学の手続きについて、文書を出し、呼びかけるとともに、ホームページにも同様の掲載をすることで、広く名取市の考えを周知していきたいと考えております。

私からのご報告は以上です。

続いて教育部長をお願いします。

齋藤教育部長

それでは議案資料の1ページ、2ページをご覧いただきたいと思います。

私からは特にございません。

その他の事項につきましては、各課から報告をさせていただきます。

瀧澤教育長

教育総務課をお願いします。

山家次長兼教育総務課長

教育総務課から1点ございます。

2ページ36番。1月22日、第2回通学路安全対策推進会議を実施いたしました。

こちら学校から提出されておりました通学路交通安全対策の要望箇所につきまして、警察や県土木事務所と、関係機関の方と合同点検を行いました。その結果やそれぞれの機関で講じた対策案などについて報告が行われました。

今後各機関において対策内容等の最終確認を行い、その後、学校へフィードバックすることとしております。また、あわせて対策実施する箇所を幾つか選定をしまして、市のホームページにおいても公表する予定としております。

以上です。

瀧澤教育長

学校教育課をお願いします。

高橋理事兼学校教育課長事務取扱

学校教育課4点ご報告いたします。

まず1ページ1番、12月21日。新しい委員によるいじめ防止対策調査委員会を開催しました。委員による互選の結果、委員長は弁護士の鎌田健司氏、副委員長は大山さく子氏となりました。なお、次回は2月1日（月）に開催する予定で、母親及び代理人弁護士からの聴き取りが行われます。

13番、1月9日、令和6年度名取市第2回学校給食運営審議会が行われました。

14番、1月10日、市の校長会を行いました。

2 ページ、31 番、1 月 20 日、仙台合同庁舎において、第 2 回人事ブロック会議が行われました。学校教育課からは以上です。

瀧澤教育長

生涯学習課をお願いします。

佐藤生涯学習課長

それでは生涯学習課から 2 点ご報告いたします。

1 点目は、1 ページ、15 番から 2 ページ、24 番の各地区新春の集いについてです。

今年度も閑上公民館を除く 10 公民館で開催されております。昨年度から再開しておりますが、従来通りの形での開催が 7 館、子ども達も対象として、新たな形で実施した館が 3 館ありましたが、それぞれの館で大変盛り上がったと聞いております。

2 点目は、2 ページ、25 番、令和 7 年名取市二十歳を祝う会についてです。1 月 12 日に開催した二十歳を祝う会の出席状況は、該当者 899 名、市内が 197 名、市外 102 名のうち、当日出席者は 608 名で出席率は 67.6%でした。昨年の出席率は 70.2%でしたので、2.6 ポイントの微減でありました。今年度も昨年度に引き続き、二十歳の方々による実行委員会を組織し、「突然ですがインタビューしてもいいですか?」、「抽選会だよ!全員集合!」などのアトラクションを実施したところであり、大変好評でした。教育委員の皆様にはお忙しい中ご臨席いただき感謝申し上げます。

生涯学習課からは以上です。

瀧澤教育長

文化スポーツ課をお願いします。

鈴木文化・スポーツ課長

文化スポーツ課の行事の主なものにつきまして、ご報告いたします。

まず 1 ページ 10 番、12 月 25 日に第 5 回史跡雷神山古墳保存活用計画策定委員会を開催しております。会議の中で委員さんからもっと時間をかけて良いものを目指すべきとのご意見をいただいております。今後、国、県と、令和 7 年度まで時間をかけることについての協議を行って参ります。

続きまして 2 ページ 26 番と 29 番、第 39 回宮城県女子駅伝競走大会についてです。1 月 12 日に開会式と監督会議を行い、1 月 18 日に大会を開催しております。全部でチーム数は 16 チーム参加していただいております。

その他、歴史民俗資料館では資料に記載の通り、体験型イベントを実施しております。

文化スポーツ課からの報告は以上となります。

瀧澤教育長

市史編さん室をお願いします。

林市史編さん室長

市史編さん室では、特にございません。

瀧澤教育長

それでは、報告があった内容について、ご質疑等があればお願いいたします。

全委員

なし

瀧澤教育長

なければ承認といたします。

次に、教育長報告(1)一般事務報告 イ 令和7年度学校給食費について、教育部長、報告をお願いします。

齋藤教育部長

それでは、資料は3ページになります。また、本日配付の資料として「教育長報告(1)イ 資料」を配付しておりますので、あわせてご覧ください。

令和7年度学校給食費の適正額につきましては、令和6年第10回定例会における議案第19号令和7年度学校給食費の適正額についての諮問について承認をいただき、名取市学校給食運営審議会に諮問しておりましたが、答申書のとおり1月10日に当審議会から、現在の単価から小学校は25円、中学校は30円値上げすることが望ましいとの答申がなされました。

この答申を受けた市長が、令和7年度学校給食費の額を、一食あたり小学校が325円、中学校が400円（消費税相当分含む）に定めたことをご報告いたします。

なお、令和6年度までの学校給食費の額は、名取市学校給食運営審議会から答申を受けた教育委員会が定めてまいりましたが、令和7年度以降の学校給食費の額は、給食費の公会計化に伴いまして、市長部局で新たに定めました「名取市学校給食費等徴収規則」に基づきまして、審議会の答申を受けた市長が定めることとなります。

以上でございますが、学校教育課から何かあればお願いします。

瀧澤教育長

学校教育課から何かあればお願いします。

高橋理事兼学校教育課長事務取扱

議案第1号資料をご覧ください。名取市学校運営審議会より、米飯の提供価格や消費者物価指数の動向など、諸要件を検討した結果、今回の値上げが望ましいとの答申を受け、市長に提案させていただきました。

米飯の価格につきましては、令和7年度の一食当たりの提供単価が示されており、小学校

は 10.50 円、中学校は 15.75 円の上昇を見込んだものです。

物価指数の動向からの上昇分については、牛乳、野菜、野菜を除く副食に分けて考えており、仙台市消費者物価指数の乳・卵類、生鮮野菜、生鮮野菜除く食料の前年同期比を参考に、それぞれ算定いたしました。

仙台市消費者物価指数の前年同期比は、乳・卵類で 5.48%、生鮮野菜で 8.84%、生鮮野菜除く食料で 4.35%の上昇となっており、それぞれ今年度の費用に指数を乗じて上昇分を算定し、その合計が小学校で 11.18 円、中学校で 13.84 円を見込んだものです。

以上のことから、小学校で 21.68 円、中学校で 29.59 円、必要と判断しました。端数を切り上げ、小学校で 25 円値上げし 1 食当たり 325 円、中学校は 30 円値上げし 400 円とすることを市長へ提案し、令和 7 年度の学校給食費単価を定めました。報告は以上となります。

瀧澤教育長

それでは、報告があった内容について、ご質疑等があればお願いいたします。

洞口委員

物価高騰の高まりが、しばらく続くと思うのですが、今回この値上げについて、今後、更に厳しい状況になったときには、また検討することになるのでしょうか。

高橋理事兼学校教育課長事務取扱

まず小学校について、25 円値上げし、中学校で 30 円値上げということで、物価指数等を勘案しての値上げになりますが、今後につきましては、物価の上昇などを見据えて、必要に応じて検討することになると考えております。

洞口委員

わかりました。

荒井教育長職務代行委員

確認ですが、消費税率は 8%でよろしいでしょうか。

高橋理事兼学校教育課長事務取扱

食料品は 8%になります。

瀧澤教育長

他は何かございますか。

全委員

なし。

瀧澤教育長

なければ承認いたします。

次に、「教育長報告 (2) 行事予定」について説明をお願いします。

齋藤教育部長

議案書は 4 ページから 6 ページとなります。

次回の教育委員会定例会の日程ですが、後程協議の際にお願いします。あとは、各課から報告をさせていただきます。

瀧澤教育長

教育総務課をお願いします。

山家次長兼教育総務課長

特にございませぬ。

瀧澤教育長

学校教育課をお願いします。

高橋理事兼学校教育課長

学校教育から 3 点報告いたします。まず 4 ページをご覧ください。

6 番、2 月 1 日、第 7 回いじめ防止対策調査委員会を行う予定です。続きまして 5 ページをお開きください。

23 番、2 月 13 日、人事ブロック会議の 3 回目が仙台合同庁舎にて行われます。人事ブロック会議はこれが最終となります。

そして、40 番、2 月 27 日、市の校長会を行う予定です。

学校教育課からは以上です。

瀧澤教育長

生涯学習課をお願いします。

佐藤生涯学習課長

それでは生涯学習課から 3 点ご説明いたします。

1 点目は、4 ページ、7 番の海の子山の子交歓会です。今週の土日に上山市蔵王高原坊平に行っておりまゐります。交流会を初め、スキー交流、バギー体験、雪遊びなどを体験し、48 名が交流を深める予定になっております。

2 点目は、4 ページ、10 番と 18 番の館腰と名取が丘公民館まつりについてです。この 2 館については、当初秋に開催を予定していましたが、衆議院議員選挙の関係で、この時期に変更して行なうものです。

3 点目は、5 ページ、25 番、個人情報取扱事務研修会です。こちらについては、教育委員会の職員を対象に初めて開催するもので、個人情報の適正な取り扱いの習得を目指すものです。近年、地方自治体でも個人情報の漏えい事案が増加していることから、どのような点に気をつけながら事務を行っていく必要があるかなど、事例を含め、個人情報保護委員会の事務局職員をお招きし、実施するものです。

生涯学習課の説明は以上です。

瀧澤教育長

文化・スポーツ課お願いします。

鈴木文化・スポーツ課長

文化スポーツ課の行事予定につきましてご説明いたします。

最初に 4 ページ 3 番、1 月 29 日に文化財防火財防火デーに伴い、旧中沢家におきまして防火訓練を実施いたします。当日は宮城福祉会、十三塚公園管理棟の職員、消防団などにご協力をいただき、放水銃による消火訓練などを行う予定としております。

続きまして 8 番と 5 ページ 37 番、第 27 回名取小学生ドッジボール大会についてです。2 月 1 日に組み合わせ抽選会ルール説明会を行い、2 月 24 日が大会本番となっております。13 チーム参加していただく予定となっております。

続きまして、4 ページ 12 番、2 月 4 日に、令和 6 年度第 2 回名取市スポーツ推進審議会を開催いたします。令和 7 年度の事業案、また現在進めている長寿命化計画、体育施設の整備方針などについて議題とする予定としております。

続きまして 5 ページ 30 番、歴史民俗資料館におきまして、七・八世紀の名取郡の様子と題して講演会を行います。講師は奈良平安時代頃の幹線道の馬や関所があったとされる岩沼市の原遺跡の発掘を長年担当されている岩沼市教育委員会の川又高尾さんをお願いする予定としております。

続きまして 33 番、歴みんの会定例会研修会についてです。歴みんの会は歴史民俗資料館のボランティア団体となっておりますが、定例会に合わせまして資料館内の展示解説の実習を行う予定としております。

その他、資料に記載の通り、歴史民俗資料館におきまして、体験型イベントを実施して参ります。

文化スポーツ課の行事予定は以上となります。

瀧澤教育長

市史編さん室お願いします。

林市史編さん室長

市史編さん室からは、特にございません。

瀧澤教育長

ただいま説明した行事予定等について、ご質疑等があればお願いいたします。

全委員

なし

瀧澤教育長

それでは、なければ承認いたします。

日程第4 専決事務報告に入ります。

専決事務報告(1)名取市部活動地域移行協議会設置要綱の制定についてを議題といたします。教育部長、説明をお願いします。

齋藤教育部長

それでは、専決事務報告(1)ですが、議案書の7ページから9ページとなります。

この要綱は、新規要綱となります。少子化が進む中、名取市立中学校及び義務教育学校における部活動の地域連携と地域移行による部活動改革に取り組む上で、必要な事項を協議する協議会の設置につきまして定めたものです。

この要綱は名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定に基づきまして、1月7日付けで専決処分し、同日施行したので、「同条第2項」の規定により報告するものであります。

私からの説明は以上となります。あとは、担当課からお願いします。

瀧澤教育長

文化・スポーツ課から何かあればお願いします。

鈴木文化・スポーツ課長

特にありません。

瀧澤教育長

それでは今説明がありましたように、部活動の地域移行について協議する会議を設置するための要綱ということですが、委員の皆様からご質疑等があればお願いいたします。

全委員

なし

瀧澤教育長

文化スポーツ課では、これは年度内には開催をするということによろしいですか。

鈴木文化・スポーツ課長

今年度 1 回開催を予定しております。

瀧澤教育長

開催したあとはその様子などを、委員の皆様にもお知らせいただければと思います。

それでは、他になれば専決事務報告(1)については、報告どおり承認したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

全委員

なし

瀧澤教育長

異議がないものと認め、専決事務報告(1) 名取市部活動地域移行協議会設置要綱の制定については、報告のとおり承認いたします。

次、専決事務報告(2) 情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について(その 1)を議題といたします。教育部長より説明をお願いします。

齋藤教育部長

専決事業報告(2)でございますが、議案書は、10 ページ、11 ページ及び、本日配付の専決事業報告の別冊の資料になります。

本件につきましては、名取市情報公開条例第 7 条第 1 項として、令和 6 年 12 月 21 日に市内の個人から、令和 5 年 6 月に提出された公民館移転に関する住民訴訟の事案に係る行政文書のうち、訴状第 1 審判決書、控訴状につきまして、開示請求がありました。

請求された行政文書には、同条例第 10 条に規定する非開示情報が含まれていることから、部分開示とし、同条例第 8 条第 2 項においては一定規模があった日から起算して 15 日以内に開示決定等を行わなければならないとされていることがあることから、名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 3 条第 1 項第 3 号の規定により、1 月 9 日専決をし、開示決定を行いましたので、同条第 2 項の規定により報告をするものです。

私からの説明は以上です。

瀧澤教育長

それでは、ここで暫時休憩とします。

午後 2:05 休憩

午後 2:09 再開

瀧澤教育長

再開します。

それではただいま説明があった内容について、ご質疑等があればお願いします。

全委員

なし

瀧澤教育長

なければ専決事務報告(2)については、報告どおり承認したいと思いますが、ご異議ありませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

異議なしと認め、専決事務報告(2)情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について(その1)は、報告どおり承認といたします。

次に専決事務報告(3)、情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について(その2)を議題といたします。

教育部長から説明をお願いします。

齋藤教育部長

専決事務報告(3)ですが、議案書は12ページ、13ページになります。専決事項報告(3)資料とあわせてご覧ください。

本件につきましては、名取市情報公開条例第7条第1項の規定に基づき、令和6年12月27日付けで市外の個人から、第80号館腰公民館用地造成工事に係る工事設計内訳書一式について開示請求がありました。

当該行政文書については、同条例第十条規定する控え情報が含まれていることから、「部分開示」とし、同条例第8条第1項において、開示請求あった日から起算して、15日以内に開示決定等を行わなければならないとされていることから、名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項第3号の規定に基づき、1月10日に専決をし、行政文書の開示決定を行いましたので、同条第2項の規定により報告をするものであります。

私からは以上です。

瀧澤教育長

それでは、ここで暫時休憩とします。

午後2:11 休憩

午後 2:13 再開

瀧澤教育長

再開します。

それではただいま説明があった内容について、ご質疑等があればお願いします。

全委員

なし

瀧澤教育長

なければ専決事務報告(3)については、報告どおり承認したいと思いますが、ご異議ありませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

異議なしと認め、専決事務報告(3)情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について(その2)は、報告どおり承認といたします。

次に、日程第5 議事に入ります。議案第1号名取市文化芸術に関する全国大会出場者助成金交付要綱の一部を改正する告示の制定についてを議題といたします。

教育部長から説明をお願いします。

齋藤教育部長

議案第1号でございますが、議案書は14ページ、15ページになります。

この要項でございますが、文化芸術に関する国際大会への出場者に対しても、スポーツ振興報奨金と同額の報奨金を交付するための改正になってございます。

議案書15ページをご覧ください。これまで規定のなかった文化芸術に関する国際大会出場者に対する助成金をスポーツ振興報奨金と同額の個人が5万円、国内開催につきましては3万円、団体は30万円、国内開催は20万円を規定することについて、提案をさせていただくものでございます。

私からは以上ですが、文化・スポーツ課から、何かあればお願いしたいと思います。

瀧澤教育長

文化・スポーツ課補足あればお願いします。

鈴木文化・スポーツ課長

特にございません。

瀧澤教育長

それではただいま説明がありました議案第 1 号について、ご質疑ご意見等があればお願いいたします。

想定される文化芸術に関する海外での国際大会とは、どのようなものを想定しているのでしょうか。

鈴木文化・スポーツ課長

今のところまだ想定はできておりません。これまでスポーツと文化芸術、なぜ違うのかという議論があった中から、まずは体裁を整えるということでの今回の改正を考えております。

瀧澤教育長

ただいま課長からあったように、スポーツは国際大会への助成があるのに、文化芸術にないのはどうしてかなどの指摘が教育委員会にありました。現在、これに該当する文化芸術の国際大会はありませんが、今後、該当するような事例があれば、名取市の方から助成をするということでの要綱制定になります。

洞口委員

名取市の方で、現在、市内に該当するような団体があれば、声掛けを行ってもよいのではないのでしょうか。

瀧澤教育長

文化芸術の国際大会出場助成について、市内の団体などへ周知すべきじゃないかということだと思いますが、周知の方法について何か考えておりますか。

鈴木文化・スポーツ課長

その団体がどこにあるかなど把握が難しいですので、基本的には広報またホームページで周知して参ります。その結果、申請されたものに対して審査をしていく形を当初は取らざるを得ないと考えております。

瀧澤教育長

文化協会に対しては、周知を行うことは可能かと思えます。

洞口委員

例えば、大手町で活動している枅取り舞保存会は該当するのでしょうか。

鈴木・文化スポーツ課長

枅取り舞保存会は、民俗芸能という位置付けになっておりまして、基本的に何か大会があっ

て、地方予選を勝ち抜いて、全国大会に出たということがあれば対象になるかもしれませんが、今のところそのような大会はないのではないかと考えております。

瀧澤教育長

そのほか何かありますでしょうか。

荒井委員。

荒井教育長職務代行委員

太鼓の大会で、以前、全国などに出場したことがあったように思いますが、いかがでしょうか。

瀧澤教育長

以前、文化会館で太鼓の東日本大会があって、そこで勝ち上がると全国大会に出場できるというようなものがありました。名取からも、宮城農業高校の太鼓部や、閑上太鼓が出場していたこともありましたが、そのような該当する大会を勝ち抜いて全国大会に出場することはあると思います。

荒井教育長職務代行委員

そのような予選を終えているなどの条件は規定されているのですか。

鈴木 文化スポーツ課長

要綱の方には全て書かれておりますが、今回は改正の部分だけをお示しておりましたので、追加の資料として新旧対照表を用意します。少々お待ちください。

瀧澤教育長

暫時休憩とします。

午後 2:20 休憩

午後 2:26 再開

瀧澤教育長

再開いたします。

それでは配布された資料に基づいて文化スポーツ課長説明をお願いします。

鈴木文化スポーツ課長

新旧対照表ともう 1 枚、改正前の要綱をお配りしております。

改正前の要綱になりますが、大会の区切り方としましては、第 2 条、基本的には国、都道

府県が主催もしくは共催した大会としております。ただそれ以外に何が出てくるかわからないということもありましてその他、市長が特に認めるというようなことも掲げております。

また、対象者に関しましては第3条で決めておりますが、第3条の中では小中学校・義務教育学校全国大会等出場助成金交付要綱による助成金の交付を受けたものは除くということになっております。

基本的に個人にあつては市内に住所を有する、団体は市内に活動の本拠と規約を有するというので、基本的に学校での部活動などは、大学や高専なども該当するものと考えております。

以上です。

瀧澤教育長

ただいま配布された資料に基づく説明を踏まえて、さらにご質問、ご意見等があればお願いいたします。

布田委員。

布田委員

確認ですが、今までは国際大会が対象になっていなかったということでしょうか。

鈴木文化スポーツ課長

スポーツに関しましてはございましたが、文化芸術に関しては、国際大会がなかったことから今回追加をしているものです。

布田委員

わかりました。

瀧澤教育長

今後、文化芸術で該当するような事例があった場合は、教育委員の皆様にもお知らせをしたいと思います。

そのほか何かございますか。

全委員

なし。

瀧澤教育長

なければ議案第1号については、原案通り承認することにご異議ございませんでしょうか。

全委員

なし。

瀧澤教育長

異議がないものと認め、議案第 1 号名取市文化芸術に関する全国大会出場者助成金交付要綱の一部を改正する告示の制定については、原案の通り承認いたします。

本日の議案は以上となります。

以上で本日の会議を終了いたします。

午後 2 時 29 分終了

以上、会議の顛末を記録し、正当なることを証するため、ここに署名する。

令和 7 年 2 月 10 日

署名委員 荒井 龍弥

署名委員 洞口 ひろみ